

令和6年度第1回（第7期第4回）周南市こども育成支援対策審議会次第

日 時 令和6年8月1日（木）15時00分～
場 所 周南市徳山保健センター3階 健康増進室1

1 開会

2 こども未来部長あいさつ

3 自己紹介

4 議題

1. 「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」の進捗について

資料 1

2. 次期子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の策定について

資料 2

5 その他

6 閉会

周南市こども育成支援対策審議会委員名簿

第7期(任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日)

(敬称略)

区分	氏名	団体
学識経験者	たけした とおる 竹下 徹	周南公立大学
	かねこ さち 金子 幸	周南公立大学
	きむら みやこ 木村 美弥子	CAP周南
市民団体代表	たなか ひであき 田中 日出昭	周南市青少年育成市民会議
	あきしげ みつこ 秋重 美津子	周南市民生委員児童委員協議会
	かねしげ えみこ 兼重 江美子	周南市母子保健推進協議会
教育関係団体代表	おおしま こうじろう 大嶋 幸二郎	周南市PTA連合会
	かわむら ひとみ 河村 ひとみ	周南市保育協会
	おおの やすなり 大野 泰生	周南地区私立幼稚園協会
公募委員	かむら のりこ 加村 則子	
	こばやし たかし 小林 高志	
	やまもと たえ 山本 多恵	
	ごうだ れいあ 合田 恵愛	子ども・若者委員
	みぞぶち げんき 溝渕 元貴	子ども・若者委員

○周南市こども育成支援対策審議会規則

平成21年6月22日規則第54号

改正

平成25年6月1日規則第30号

平成28年4月1日規則第44号

令和元年5月20日規則第4号

令和2年3月18日規則第20号

令和5年3月14日規則第24号

周南市こども育成支援対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めたときは、任期を延長することができる。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日規則第30号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月20日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月18日規則第20号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日規則第24号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。